



三豊市

# 避難所管理運営標準マニュアル

## 活動編

このマニュアルは、次の避難所に関わる全ての人を対象に避難から避難所運営にかけての基本的な流れを示したものです。



### 【地域団体】

自主防災組織や自治会など、避難所が設置される地域で組織されている団体です。



### 【避難者】

避難所に避難される人です。避難者はおおむね避難所が設置されている地域の住民ですが、それ以外の人が避難される場合もあります。



### 【避難所担当職員】

市から避難所に派遣される職員です。市が避難指示などを発令した場合や、市内で大規模災害が発生した場合に、各避難所へ派遣されます。



### 【施設管理者・職員】

避難所となる施設の管理者や職員です。

# 三豊市避難所管理運営標準マニュアル 活動編 目次

第1章 避難	1
＊ 関係者の行動や役割の確認（避難）	2
1 災害発生直後の避難行動	4
2 避難開始後の流れ－避難所（市立学校）を例に－	5
3 避難所到着時の行動（施設管理者や施設の職員がいる場合）	6
4 避難所到着時の行動（施設管理者や施設の職員がいない場合）	8
＊ 目視による安全確認チェック表	10
第2章 避難所運営	11
＊ 関係者の行動や役割の確認（避難所運営）	12
＊ 避難所運営の流れ－時系列チェックリスト－	14
1 避難所運営準備	16
2 避難所運営	18
3 避難所の長期化対策・集約・閉鎖	22
－参考－	24
避難所運営事前協議事項	25
避難所などの備蓄物資	33
避難所のルール（例）	35

## 第 1 章 避難

- 災害が発生し、避難の必要がある場合の「避難の流れ」や、避難所到着後の「開錠、安全確認」などについて記載しています。
- 本マニュアルでは、主に、多くの地域が避難することとしている「避難所」を例に記載しています。

## 「避難者」の避難にあたって

### ○ 避難開始の時期

▶ 住居の被害などから、自宅にとどまることが困難なとき。

▶ 津波のおそれのある地域では・・・

防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）、消防車やヘリコプター、テレビやラジオ、エリアメールなどにより、避難の呼びかけがあったときや、強い地震を感じたとき。

\* この場合、速やかに避難を開始してください。

▶ その他の地域では・・・

防災行政無線（戸別受信機）、広報車や消防車、テレビやラジオなどから避難の広報があったとき。

### ○ 避難時の原則

▶ 避難時は、火の元の始末を行います。大きな地震後は、電気のブレーカーも落とします。

▶ 避難は、安全面から原則徒歩で行います。

（高齢者や障害者、ペットの同行、車中避難を予定するなど、徒歩での避難が困難または不安な場合は、車などでの避難をあらかじめ検討します。）

### ○ 避難時の携行品

#### 【携行品の例】

- 食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医療品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、携帯電話の簡易充電器、モバイルバッテリー、現金など、自分や家族が必要とするもの
- 身軽な服装と底の厚い運動靴、必要に応じて雨具や防寒着など
- 家族の名札（住所、氏名、性別、生年月日、血液型を記載）など

### 「地域団体」の発災後の行動

- ▶ 地域の被害や住民の安否を確認するとともに、高齢者や障害者など、自力での避難が困難な地域住民の避難支援を行います。
- ▶ 安全を確保できる範囲内で、避難誘導活動、消火活動や救出活動などを行います。
- ▶ 夜間の災害時は、施設管理者が到着する前の避難所の開錠、安全確認、避難者の屋内収容について、事前協議事項に基づき実施します。

### 「避難所担当職員」の発災後の行動

- ▶ 派遣された避難所の被害や状況を確認し、三豊市災害対策本部へ報告を行います。
- ▶ 夜間の災害時は、施設管理者が到着する前の避難所の開錠、安全確認、避難者の屋内収容について、事前協議事項に基づき実施します。

### 「施設管理者・職員」の発災後の行動

- ▶ 施設利用者の安全を第一に確保し、施設の安全確認を行います。
- ▶ 夜間の災害時は、参集後に開錠や安全確認を行い、事前協議に基づき避難者の屋内収容を行います。

- ▶ 災害が発生し避難が必要な場合の行動について、流れを記載しています。
- 災害が発生した場合は、まず自分の身は自分で守りましょう。（自助）
- 地域では、住民同士が協力し、地域全体の安全を確認しましょう。（共助）

## 災害発生



### 自分・家族の安全確保（自助）

津波など、緊急に避難を必要とする場合  
または災害時に自宅や地域にいない場合

津波など、緊急に避難を必要とする場合  
または災害時に自宅や地域にいない場合



### 地域での助け合い（共助）

隣・近所には

避難行動要支援者には・・・  
（一人で避難できない人など）

声かけ・安否確認

安否確認・避難の支援

地域団体などで確認すること



### 一時避難所（近隣の高台や集会所など）へ

地域団体などで確認すること

必要に応じて実施すること

住民の安否

消火・救助活動

自治会内の避難

避難誘導活動

応急手当

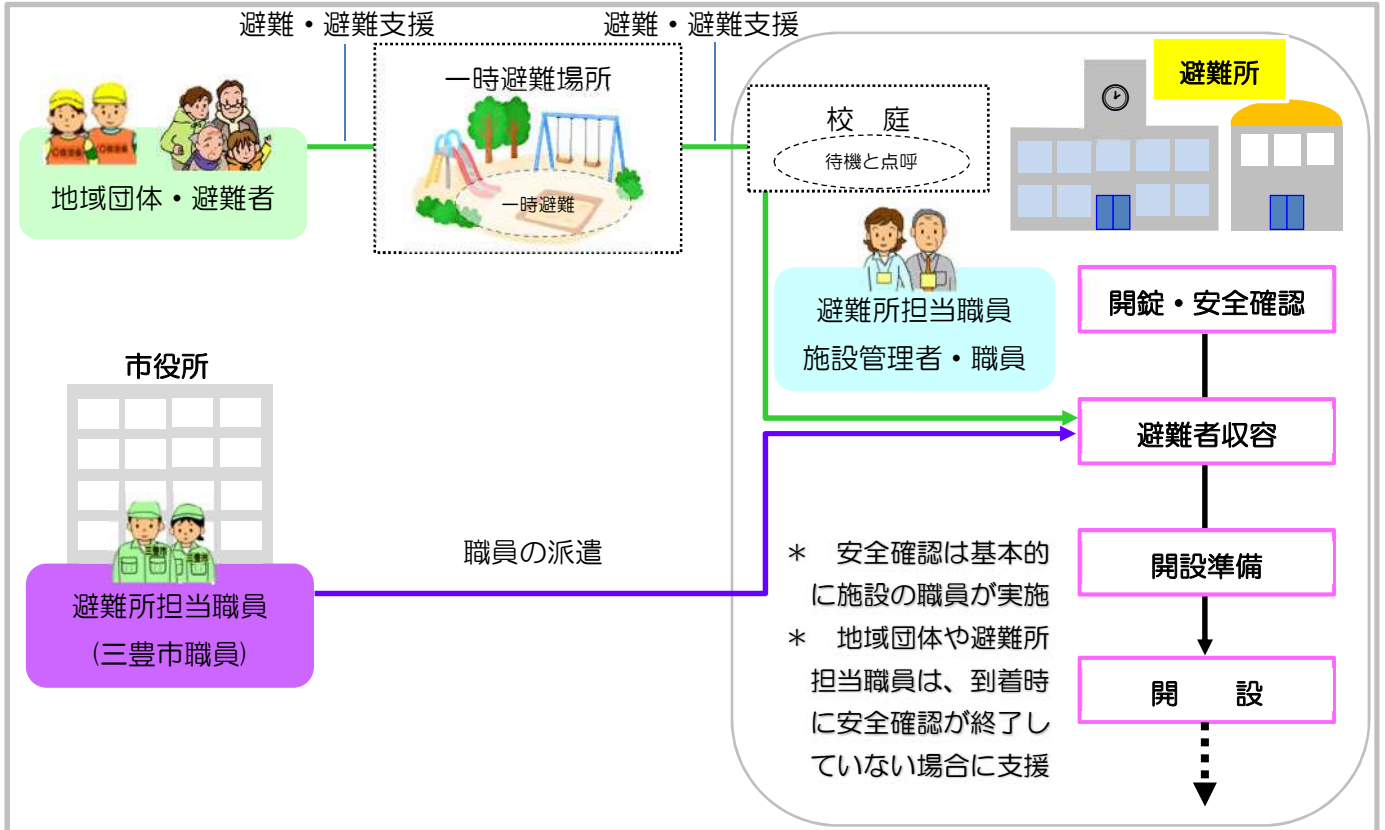
自宅での生活が困難な場合や、市が避難指示を呼びかけているときなど ⇒ **避難所**へ

避難指示などが呼びかけておらず、自宅の安全が確認できた場合 ⇒ **自宅**へ

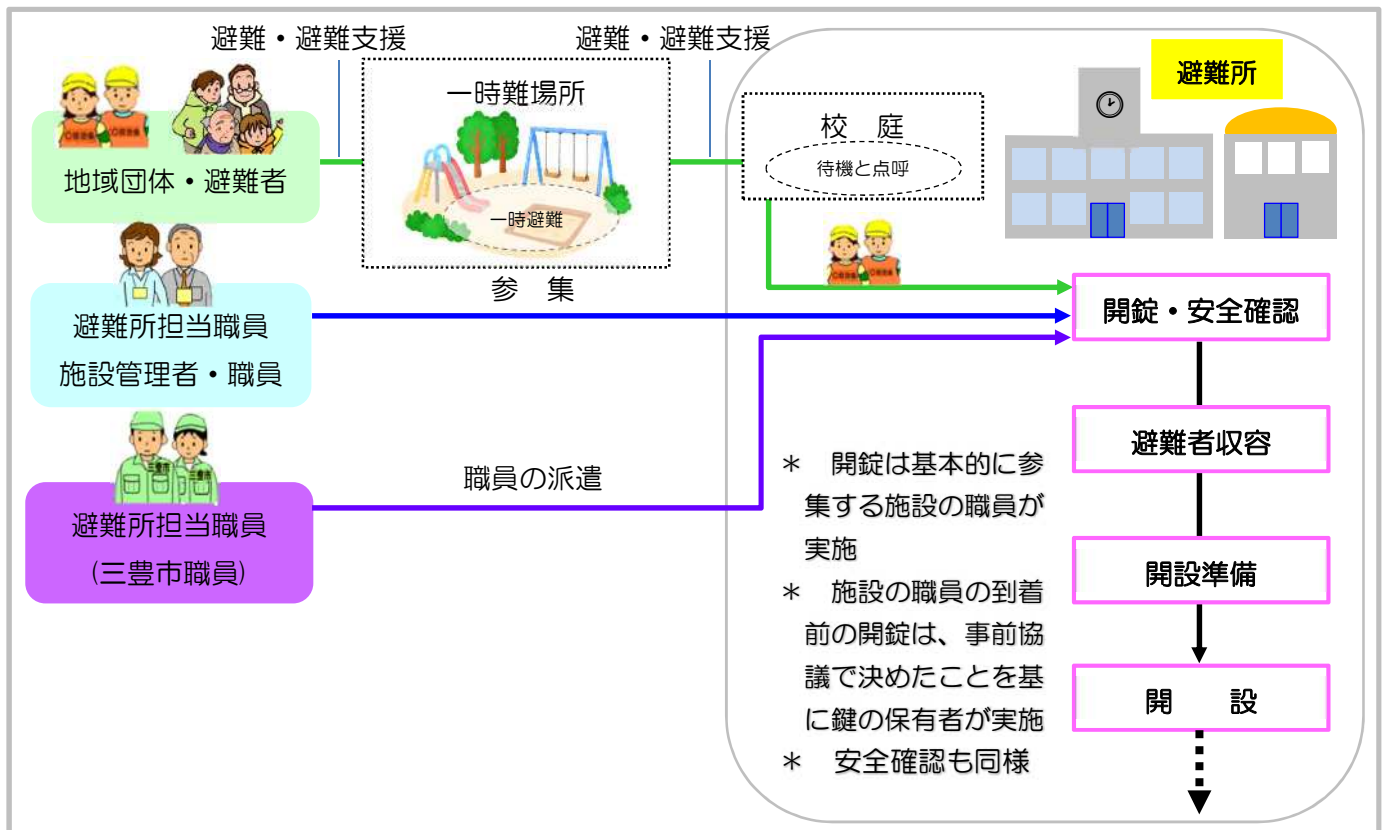
## 2 避難開始後の流れ —避難所（市立学校）を例に

- ▶ 避難開始から避難所を開設するまでの基本的な流れを記載しています。
  - ▶ ここでは、多くの地域が避難することとしている「避難所」を例にしています。
  - ▶ 災害が発生した時間帯によって、対応が一部異なります。
- 下図を参考に該当する時間帯に応じて「避難所到着時」の行動要領に進んでください。

### \* 施設の職員がいる時間帯（避難所到着時の行動はP6へ）



### \* 施設の職員がいない時間帯（避難所到着時の行動はP8へ）



### 3 避難所到着時の行動（施設管理者や施設の職員がいる場合）

- ▶ 平日の日中など、避難所に施設管理者や施設の職員がいる時間帯の行動要領です。  
特徴 ○ 施設の鍵が開いている。  
○ 施設管理者などが施設の安全確認を行っている。  
○ 市の避難所担当職員が職場から派遣される。
- ▶ 以下の手順で、避難所屋内へと避難します。



地域団体

チェック



**校庭に待機し、自治会などの地域ごとに、避難者の人数確認を行います。**

（※津波からの避難時などの緊急時は除く）

- \* 要支援者・車中避難者・ペット同行避難者の人数・車両数・ペット数を確認します。
- \* 施設管理者などが施設の安全確認を行ってますので指示に従います。
- \* 地域以外の避難所や自治会に属さない人などは、その人々でまとまってもらい、人数確認します。

チェック



**施設の安全が確認されたら、避難者を屋内や各スペースに誘導します。**

- \* 事前の協議に基づき、体育館などの広いスペースに誘導します。
- \* 車中避難者は駐車スペース、ペット同行避難者はペット管理スペースに誘導し説明します。
- \* 避難所内では、地域ごとにまとまって待機・行動します。
- \* 施設が危険と判断される場合は、事前協議に基づき、避難者を他の避難所へ誘導しましょう。

チェック



**地域団体、避難所担当職員、施設管理者や施設の職員が集合し、避難所開設の準備を行います。**

- \* 事前協議事項を参考に役割を確認しあい分担します。

P 12 へ

#### ◆ 避難所屋外で待機中の呼び掛け例

- \* 地域団体・避難所担当職員・施設管理者や施設の職員が、率先して避難者に呼びかけます。

- ただ今、建物内の安全を確認しているところです。建物の安全が確認されるまでは、安全なこの場で待機してください。
- 地域住民の方は、自主防災会または自治会単位でまとまって待機してください。自主防災会または自治会ごとに、避難している人数を確認してください。
- 車中での避難を希望される方、ペットを同伴されている方は、こちら（駐車スペースやペット管理スペース）に集まってください。
- 地域住民以外の方は、こちら（空いているスペース）に集まってください。
- けがをされている方や、体調が悪い方がいれば申し出てください。





### 避難所担当職員

チェック



#### 避難所に到着したら、避難の状況や施設の状況を確認します。

- \* 施設管理者などが施設の安全確認を行っていますので支援します。

チェック



#### 避難の状況や施設の被害状況などを三豊市災害対策本部へ報告します。

- \* 避難者を収容する必要がある場合は、収容を優先し、収容後に報告します。
- \* 「避難所状況報告書(様式集 P1)」にまとめ、電話や防災行政無線で状況を報告します。
- \* 施設の安全を確認の上、開設の必要がある場合は併せて報告し、開設を決定します。
- \* マニュアルシート F-①に同内容が記載されています。

避難所担当職員の到着前は



### 施設管理者・職員

チェック



#### 施設の安全確認を実施します。

- \* 児童など施設の利用者の誘導を行います。
- \* 安全確認チェック表に基づき、施設の安全を確認します。建物が明らかに危険な状態の場合は、避難所は開設しません。

※ 確認者は、P10の安全確認チェック表を参照してください。

#### ◆ 避難所内への移動の呼びかけ例

- \* 地域団体・避難所担当職員・施設管理者や施設の職員が、率先して避難者に呼びかけます。

- 建物の安全確認が終了しましたので、建物内(体育館)に避難してください。
- 施設内のスペースの割振りは、落ち着いてから改めて実施しますので、自治会ごとにまとめて入室してください。
- 車中での避難を希望される方は、駐車スペースでしばらくお待ちください。割振りは、落ち着いてから実施します。
- ペットを同伴されている方は、ペット管理スペースでしばらくお待ちください。ペット管理要領の説明と施設内の避難スペースの割振りは、落ち着いてから実施します。
- 地域住民以外の方や、自治会などでまとまっていない方は、人数を確認した後、最後にまとめて入っていただきますので、ご協力ください。

## 4 避難所到着時の行動（施設管理者や施設の職員がいない場合）

- ▶ 夜間や休日など、避難所に施設管理者や施設の職員がいない時間帯の行動要領です。  
特徴
  - ・ 避難者の到着時に、施設の職員が未到着（鍵が開いていない）場合がある。
  - ・ 施設管理者（施設の職員）及び近隣に在住する避難所担当職員が参集する。
- ▶ 以下の手順で、避難所内へと避難します。



地域団体

チェック

**校庭に待機し、自治会などの地域ごとに、避難者の人数確認を行います。**

（※津波からの避難時などの緊急時は除く）

- \* 要支援者・車中避難者・ペット同行避難者の人数・車両数・ペット数を確認します。
- \* 地域以外の避難所や自治会に属さない人などは、その人々でまとまってもらい、人数確認します。

チェック

**施設管理者などの未到着時**

**事前協議に基づき、鍵の保有者が開錠し、施設の安全を確認します。**

- \* 施設管理者などの到着前で、避難者の収容が必要と判断した場合に実施します。
- \* 安全管理チェック表に基づき確認します。

※ 確認者は、P10の安全確認チェック表を参照してください。

チェック

**施設の安全が確認されたら、避難者を屋内や各スペースに誘導します。**

- \* 事前の協議に基づき、体育館などの広いスペースに誘導します。
- \* 車中避難者は駐車スペース、ペット同行避難者はペット管理スペースに誘導し説明します。
- \* 避難所内では、地域ごとにまとまって待機・行動します。
- \* 施設が危険と判断される場合は、事前協議に基づき、避難者を他の避難所へ誘導しましょう。

チェック

**地域団体、避難所担当職員、施設管理者や施設の職員が集合し、避難所開設の準備を行います。**

- \* 事前協議事項を参考に役割を確認しあい分担します。

P12へ

### ◆ 避難所屋外で待機中の呼びかけ例

- \* 避難所担当職員や施設管理者などが到着していない場合は、地域団体が率先して避難者に呼びかけます。

- 施設の職員が来て、建物の安全が確認されるまでは、安全なこの場で待機します。（またはただ今、建物内の安全を確認しているところです。建物の安全が確認されるまでは、安全なこの場で待機してください。
- 地域住民の方は、自主防災会または自治会単位でまとまって待機してください。自主防災会または自治会ごとに、避難している人数を確認してください。
- 車中での避難を希望される方、ペットを同伴されている方は、こちら（駐車スペースやペット管理スペース）に集まってください。
- 地域住民以外の方は、こちら（空いているスペース）に集まってください。
- けがをされている方や、体調が悪い方がいれば申し出てください。



### 避難所担当職員

チェック



**避難所に到着したら、避難の状況や施設の状態を確認します。**

- \* 施設管理者などが施設の安全確認を行っていますので支援します。

**施設管理者などの未到着時**

チェック



**事前協議に基づき、鍵の保有者が開錠し、施設の安全を確認します。**

- \* 施設管理者などの到着前で、避難者の収容が必要と判断した場合に実施します。
- \* 安全管理チェック表に基づき確認します。

※ 確認者は、P10の安全確認チェック表を参照してください。

チェック



**避難の状況や施設の被害状況などを三豊市災害対策本部へ報告します。**

- \* 避難者を収容する必要がある場合は、収容を優先し、収容後に報告します。
- \* 「避難所状況報告書(様式集P1)」にまとめ、電話や防災行政無線で状況を報告します。
- \* 施設の安全を確認の上、開設の必要がある場合は併せて報告し、開設を決定します。
- \* マニュアルシートF-①に同内容が記載されています。

避難所担当職員の到着前は



### 施設管理者・職員

チェック



**施設の安全確認を実施します。**

- \* 安全確認チェック表に基づき、施設の安全を確認します。建物が明らかに危険な状態の場合は、避難所は開設しません。

※ 確認者は、P10の安全確認チェック表を参照してください。

#### ◆ 避難所内への移動の呼びかけ例

- \* 地域団体・避難所担当職員・施設管理者や施設の職員が、率先して避難者に呼びかけます。

- 建物の安全確認が終了しましたので、建物内(体育館)に避難してください。
- 施設内のスペースの割振りは、落ち着いてから改めて実施しますので、自治会ごとにとまって入室してください。
- 車中での避難を希望される方は、駐車スペースでしばらくお待ちください。割振りは、落ち着いてから実施します。
- ペットを同伴されている方は、ペット管理スペースでしばらくお待ちください。ペット管理要領の説明と施設内の避難スペースの割振りは、落ち着いてから実施します。
- 地域住民以外の方や、自治会などでまとまっていない方は、人数を確認した後、最後にまとめて入っていただきますので、ご協力ください。

## ■ 《目視による安全確認チェック表》 ■

- ▶ 避難所の体育館を例に、建物の安全確認項目を記載しています。
- ▶ 応急的に避難所を使用するための点検ですので、施設に少しでも危険を感じる場合は、避難所としての使用を控えてください。
- ▶ 確認者の安全を第一とし、建物が明らかに危険な場合は実施しないでください。

### 1 建物周囲や建物全体の確認

建物の周囲の地面に亀裂があったり、周囲の建物が倒れてきそうな危険はないか。	ある	ない
建物の一部が崩れたり、つぶれたりして形が変わってないか。	ある	ない
建物が傾いたり、沈んだりしてないか。	ある	ない
壁や柱に大きなひび割れや亀裂が入ってないか。	ある	ない
鉄骨の骨組みが壊れたり変形したりしてないか	ある	ない
出入り口の扉の開閉ができない箇所が複数あるか。	ある	ない

\* 「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。速やかに建物から離れ、避難者に建物に近づかないよう周知してください。



\* 全て「ない」なら内部の確認へ

※ 市の職員が巡回して最終点検を行います。

### 2 建物内部の確認

上部の確認（以下の落下がないか。余震により落下しそうな破損はないか。）		
①天井	ある	ない
②照明器具	ある	ない
③吊り下げ式バスケットゴール	ある	ない
④窓ガラスや窓枠	ある	ない
床面の確認		
①床面の陥没はないか	ある	ない
②窓ガラスの飛散はないか	ある	ない
側面の確認		
①壁に大きな破損、ひび割れがないか	ある	ない
②壁の剥離がないか	ある	ない
③屋内の備品が転倒していないか、転倒する危険がないか	ある	ない

\* 色付の部分で「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。



\* 色なしの部分で「ある」に○をした場合は、落下物を排除して活用できるか、落下や転倒の危険のある部分を避けて活用できるか十分に検討が必要です。



\* 全て「ない」なら内部の確認へ



## 第2章 避難所運営

- ▶ 避難者を避難所内に収容した後の、避難所運営の準備、避難所運営、避難所の閉鎖の流れについて記載しています。
- ▶ 本マニュアルでは、主に、多くの地域が避難することとしている「避難所」を例に記載しています。

### 実活動を行うポイント

- ▶ 避難所での主な活動や時期の目安を示した「避難所運営の流れ-時系列チェックリスト-」がP14に記載されています。また、それに対応する「マニュアルシート」が「マニュアルシート集」にあります。
- ▶ 実活動は、「避難所運営の流れ」を参考に、マニュアルシートを分担し、活用しながら実施します。

## 関係者の行動や役割の確認（避難所運営）

主な関係者である「地域団体」、「避難者」、「避難所担当職員」ならびに「三豊市災害対策本部」は、それぞれの役割をよく認識して、速やかに避難所運営に当たることが重要です。

### 「地域団体」の役割

- その組織力を生かし、避難所運営の中心となって各種活動を行います。
- 特に、避難所の組織である「避難所運営委員会」の立ち上げ当初については、委員会の中心メンバーとして活動します。

### 「避難者」の役割

- 地域団体などと連携して、避難所運営の各種活動を積極的に行います。
- 避難所が長期化する場合など、避難所運営の時間経過とともに、避難所運営の中心的役割を担うとともに、最終的に避難者による自主運営を行います。

## 「避難所担当職員」の役割

- 地域団体、避難者、施設管理者などと連携しながら、避難所運営の全般に携わります。
- 特に、三豊市災害対策本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。

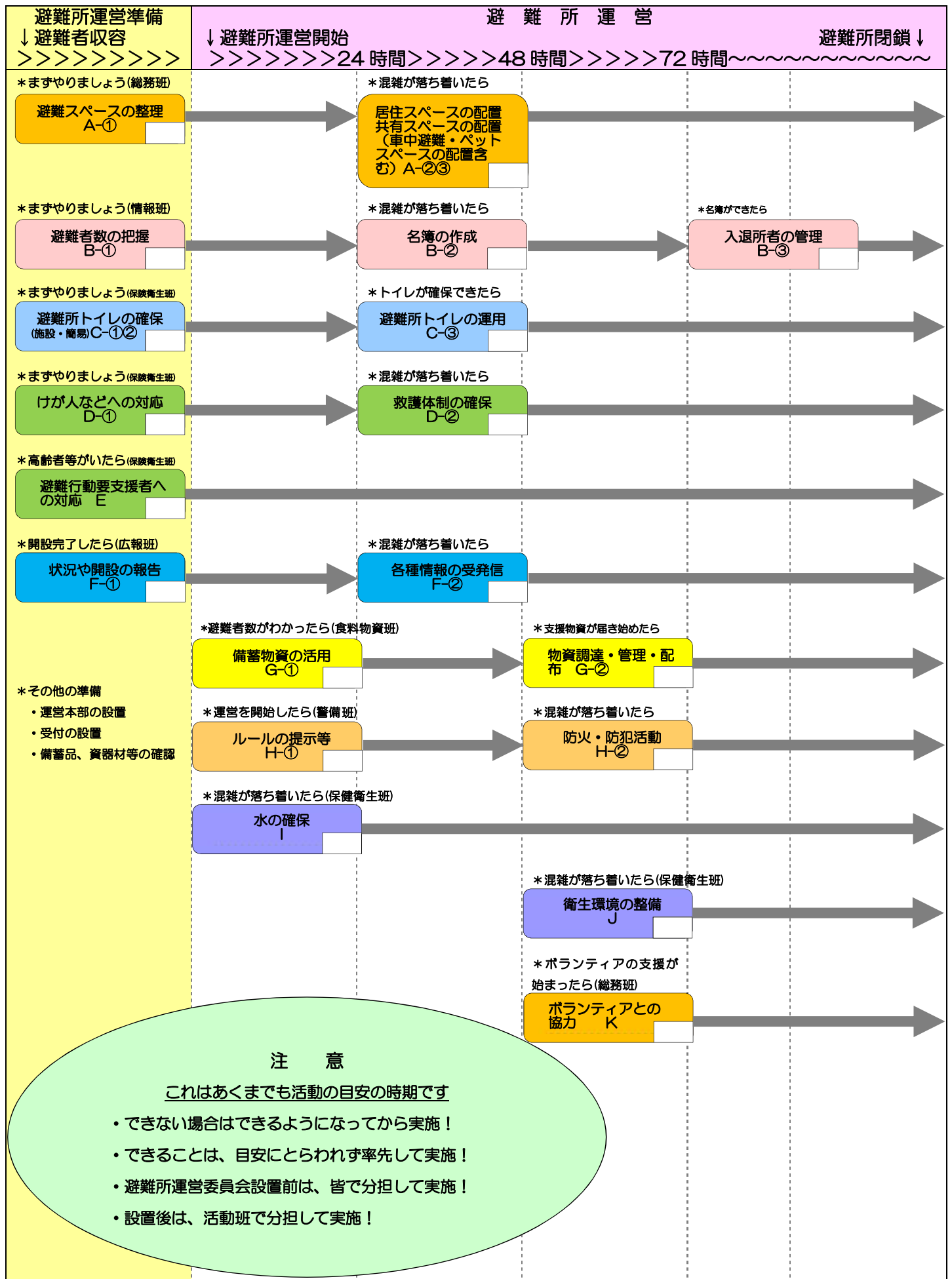
## 「施設管理者・職員」の役割

避難者の居住スペースや共有スペースの設置の調整など、避難所の施設利用に関することを中心に、避難所運営の各種活動に携わります。

## 「三豊市災害対策本部」の役割

- 市役所に設置され、各避難所における運営全般の調整を行います。
- 避難所からの報告により、管内の避難所の状況を把握し、避難所の連絡体制の確保、情報提供、必要物資の手配など、管内の避難所運営のバックアップを図ります。

★ 下表の時間を目安に、避難所の状況に応じて各活動を実施します。(実施したら  )







## 1 避難所運営準備

➤ 避難者を屋内に収容してから、運営を始めるまでの活動についての流れを示します。

ポイント ○ 避難者を収容したら、行わなければならないことを整理して実施します。

○ マニュアルシートを活用して、分担して実施します。

# 避難者を収容



まず行うこと↓(地域団体を中心にマニュアルシートを分担し、避難者の協力を得て実施します。)

避難スペースの整理  
マニュアルシート A-①

\* 避難者を地域ごとにまとめる。

避難者数の把握  
マニュアルシート B-①

\* 避難者のおおむねの数を確認する。

避難所トイレの確保  
マニュアルシート C-①②

\* トイレの確認や組み立てトイレの設置を行う。

けが人などへの対応  
マニュアルシート D-①

\* けが人などの確認や救護活動を行う。

実施する人は、マニュアルシートを活用する。

該当者を確認次第、実施すること

避難行動要支援者への対応  
マニュアルシート E

\* この時点でできる支援を行う。(避難スペースの配慮など)

その間に準備するもの↓

- 避難所受付や運営本部（運営委員会が集まる場所）の準備
- 掲示板や資機材などの確認と準備

上記項目がおおむねできたら↓

「三豊市災害対策本部」へ避難所の状況や開設の報告  
マニュアルシート F-①

## 避難所運営を開始します。

前ページの流れを参考に避難所運営を進めましょう！

### 運営本部（運営委員会が集まる場所）

- \* 活動の分担や取りまとめを行う集合場所として設置しましょう。
- \* 運営本部は、避難者や運営に関わる人に分かり易い場所に設置しましょう。

### 受付

- \* 避難者収容当初に設置が難しい場合は、状況を見て設置しましょう。  
（目安として）  
簡易避難者カードや、地域で作成した受付用紙などを配付・回収する際は、その後に避難してきた人への配付漏れを防ぐため、受付を設置して行いましょう。

### 備蓄品や資機材の確認（避難所の例）

- \* 食料 : アルファ化米、ロングライフパン、保存水
- \* 資機材 : 発電機、投光器、非常用トイレ、組立トイレ、簡易しきり・ベッド、紙おむつ、毛布、ブルーシート、防災行政無線
- その他 : 運営マニュアル、腕章、事前に作成したルールなど

### 資機材の準備

- \* 資機材は必要なときに活用しますが、取り急ぎ必要なものは、この段階で活用します。

- 発電機・投光器  
⇒ 停電の場合に準備します。
- 携帯型簡易トイレ・簡易組立トイレ  
⇒ 施設のトイレが使用できない場合は準備します。 **マニュアルシートC**
- 防災行政無線  
⇒ 電話不通時は、職員室などに設置されている無線を移動して使用します。 **マニュアルシートF**
- その他の資機材  
⇒ 運営マニュアルなどは、運営本部に準備します。

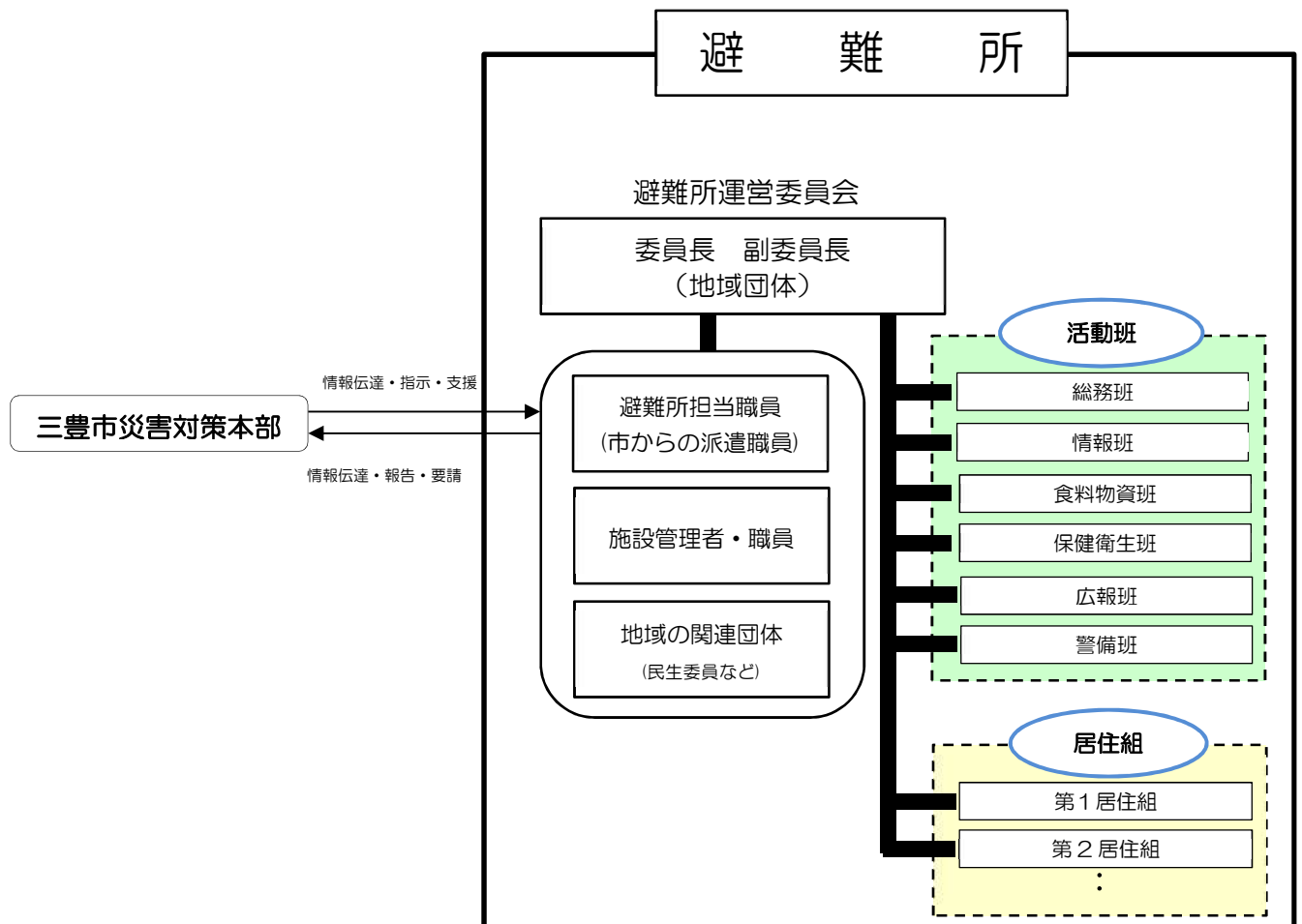
## 2 避難所運営

- 避難所は、地域団体、避難者、避難所担当職員、施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たして協働して運営します。
- 「避難所運営委員会」を立ち上げ、各活動の分担と統率を行い、組織的に運営します。
- 特に地域団体は、その組織力を生かし、委員会の中心として各種活動にあたります。

### (1) 避難所運営の組織（避難所運営委員会）

- 避難所運営委員会は、委員長、副委員長、活動班の班長、居住組の組長に、避難所担当職員、施設管理者・職員、地域の関連団体を加えて構成します。
- 運営委員は、運営を進める中で避難者の中から選出することが望ましいですが、特に立ち上げ時は、速やかに運営を始められるよう、地域団体が組織力を生かし、それらの役割を担います。
- 避難者のニーズには特に高齢者の人や障害のある人、性別、乳幼児、ペットを伴っている場合などで違いもあるため、意見が避難所運営に反映されるよう、避難所運営委員には努めて男女均等にして各種意見の反映を行います。

<避難所運営委員会組織図 一例>



「活動班」とは

班長を中心に、避難所に必要な活動を実施する班で、地域団体や避難者で編成します。この際、各種意見が反映できるよう、努めて男女の割合が均等になるよう編成します。

「居住組」とは

避難者を避難スペース単位で編成した組のことで、自治会などを基にして編成します。車中避難者がいる場合は、同様の避難者をまとめて居住組を編成します。

### 各居住組の決定・組長選出

- 居住組を決め、組長を選出します。
- 避難者への指示などは、組長を通じて組員にもれなく周知します。
- 組長の選出については、特定することが望ましいですが、避難が長期間となる可能性が高い場合は、負担が集中しないよう、月または週ごとの交代制にするなど工夫します。

### 各活動班の設置

- 各居住組から、各班の構成員を選出させ、活動班を編成します。
- 班長を決め、班長を中心に、各班員に活動してもらいます。
- 班長・班員の選出については、特定することが望ましいですが、避難が長期間となる可能性が高い場合は、負担が集中しないよう、月または週ごとの交代制にするなど工夫します。

### 運営全般の調整

- 居住組や活動班への指示、避難者への周知など、避難所運営全般を取り仕切ります。
- 各種活動において、災害時要支援者への配慮が行われるように調整します。
- 各種活動において、高齢の人や障害のある人、乳幼児、性別、プライバシーなどへの配慮が行われるよう調整します。
- 避難者のニーズ・意見の取りまとめを行います。
- 三豊市災害対策本部や関係機関との連絡や調整を行います。

### 運営会議の開催

運営を円滑に進めるため、運営会議を日々、開始時間を決めて短時間で開催します。

- 避難所内での方針やルールの決定、変更を行います。
- 各居住組・活動班の活動状況を共有し、今後の活動を決定します。
- 避難者の増減に合わせ、避難スペースの変更などを決定します。
- 避難所内での問題や課題について、対処方法を決定します。

### 運営委員会の円滑な引継ぎ

会長、副会長、組長や班長の退所に備えて、代理の指名や引継ぎ期間を設けるなど、円滑な引継ぎの工夫をします。



### (3) 居住組の活動

(主に

- 居住組は組長が中心となり、各活動班の活動の支援にあたります。
- 各活動班の決定の下、炊き出し、生活水の確保、共有スペースの清掃などを当番制で行います。
- 居住組内にいる支援が必要な人については、居住組内で協力して支援を行います。
- 居住組で使用しているスペースや部屋は、居住組内で清掃を行い環境整備を行います。加えて、ペット同行避難者は、同様の避難者で話し合い清掃を行います。



### (4) 各活動班の活動

(主に

- 各活動班は、避難所運営に必要な各種活動を分担して実施します。
- 各活動班は、主な活動内容は以下のとおりです。それぞれの活動の詳細については「マニュアルシート集」を確認し、使用する様式については「様式集」を活用してください。

総務班	○ 避難所の空間配置 * 避難所の居住・共有スペースを設置します。車中避難者やペット同行避難者がいる場合は、それぞれのスペースを設置します。 * 避難者の数や避難行動要支援者の有無など、避難所の状況に応じて、レイアウトの変更や他の施設の活用などを検討します。	マニュアルシートA (シート集P3~)
	○ ボランティアとの協力 * 避難所内での活動に必要なボランティアの要請を行います。 * ボランティアの受入れと、活動の調整を行います。	マニュアルシートK (シート集P38~)
	○ その他の調整など * 三豊市災害対策本部への報告や要請などを行います。 * 運営会議開催の調整や、運営会議の記録を担当します。様式8 (様式集P14) * 自主防災組織や自治会などで実施する在宅被災者 (避難所へ避難できない人) への支援などの対応を検討し、可能な範囲で実施します。	
情報班	○ 避難者の把握 * 食料の供給や避難所スペース割振りのため、避難者、車中避難者、ペット同行避難者などの数を把握します。 * 安否確認などに必要な避難者名簿を作成します。 * 避難者の入所や退所を管理します。	マニュアルシートB (シート集P10~)
	○ 各種情報の収集 三豊市災害対策本部などから各種情報の収集を行い必要に応じて避難者に提供します。	
食料物資班	○ 食料・物資の把握・配布 備蓄食料・物資の把握し、避難者数に基づき使用計画を作成して配布します。	マニュアルシートG (シート集P28~)
	○ 食料・物資の要請 不足または近く不足が予想される食料・物資の要請などにより調達を行います。	
	○ 食料・物資の管理 管理場所と出納所を設置し、食料・物資の管理と出納業務を行います。	

保健衛生班	○ 避難所トイレの確保 * 避難所のトイレの確保を行います。トイレがない場合は、食料・物資班と調整して簡易トイレを設置します。 * トイレの使用ルールを作成し、警備班と連携して徹底します。	マニュアルシートC (シート集P15~)
	○ けが人などへの対応 けが人の応急手当や救急要請などを行います。	マニュアルシートD (シート集P20~)
	○ 避難行動要支援者への対応 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児や外国人など、避難所で手助けが必要な人への支援を行います。	マニュアルシートE (シート集P22~)
	○ 水の確保 * 飲料水のほか、手洗いなどに使用する生活用水を確保します。 * 給水所を設置し、給水時間や給水量を決めて配分します。	マニュアルシートI (シート集P34~)
	○ 衛生環境の整備 * ごみの集積や清掃の実施などを管理します。 * 手洗い・うがいなど衛生管理を徹底して、感染症などを予防します。	マニュアルシートJ (シート集P36~)
広報班	○ 避難者に関する各種情報の受発信 * 三豊市災害対策本部から受信した災害や支援の情報を避難者に伝達します。 * 避難所への安否確認の窓口となります。 * 避難者への郵送物の取次ぎを行います。	マニュアルシートF (シート集P24~)
警備班	○ 避難所ルール・防火・防犯 * 各班と調整し避難所のルールを定めて周知徹底します。 * 当直者や見回りの割振りなどを行い、防犯・防火のため巡回パトロール体制を維持し、状況により警察・消防に通報します。	マニュアルシートH (シート集P32~)

### 3 避難所の長期化対策・集約・閉鎖

➤ 避難所運営の長期化対策、避難所の集約や閉鎖に向けたポイントについて説明します。

ポイント ○ 避難所運営が長期化する場合は、避難者による自主運営へと移行します。

○ 避難者の退所予定などを把握し、避難者の退所時期に合わせて避難所の集約や閉鎖を三豊市災害対策本部と連携して行います。

○ 施設本来の機能の回復も考慮し、適切なタイミングでの閉鎖が必要です。

#### (1) 避難所運営の長期化対策

○ 発災から時間が経過すると、避難者の帰宅などが進み、地域団体を中心とした活動が困難になります。

➤ 避難所運営委員会は、避難を継続する避難者が中心となって構成し、三豊市災害対策本部の支援のもと、自主的な管理・運営を行います。

○ 避難生活が長期化する場合は、ストレスや衛生面でのケアが特に重要となります。

➤ 居住スペースへの間仕切りの設置などによるプライバシーの確保、入浴や洗濯などの日常生活の確保、健康相談の実施など、三豊市災害対策本部との連携により、避難者の心と体のケアを行います。

#### (2) 避難者の退所を促す時期

○ 時間の経過に伴い、避難所として活用している施設についても、本来の機能を回復する必要があることから、被害の回復や仮設住宅支援の始まりに合わせ、避難者の退所を促す必要があります。

○ ライフラインや交通の回復などに関する情報を随時提供し、自宅での生活が可能になった人へ、自宅に戻る協力を呼びかけます。

○ 仮設住宅の支援などが始まった場合は、随時情報を提供し、居住の場を失った人が移動しやすい環境を整えます。

##### 《避難所での支援対象者》

- 居住の場を失った人
- ライフラインの被害により、日常生活が著しく困難な人
- その他、必要と認められる人

##### 《避難者の退所を促すポイント》

- 仮設住宅など居住の支援
- ライフラインの復旧

##### 《避難所集約・閉鎖の検討》

- 避難者の数が減少  
⇒ 集約
- 避難者全員の退所または受入れ先が決定  
⇒ 閉鎖

\* 避難者の避難理由が解消されたことがわかるように、ポイントになる事項は随時情報提供します。

\* ポイントごとに、避難所運営委員会や三豊市災害対策本部の協議のもと、集約・閉鎖を検討します。



### (3) 避難所の集約

- 避難者の数が減少すると、大きな施設での避難所運営が難しくなる場合もありますので、必要に応じて避難所の集約を行います。
- 避難所の集約は、各施設との調整が必要になることから、主に三豊市災害対策本部の調整により、避難所を段階的に集約します。
- 各避難所の運営委員会においても、地域内の避難施設の活用など、避難者の減少に合わせた避難所の規模縮小について検討します。

#### 例

- ① 管内のいくつかの避難所から、大規模施設（市の体育施設など）に集約する。
- ② 避難所運営を継続している他の施設（管内の避難所など）と合流する。
- ③ 人数はそのまま、管内の小規模な避難所（避難施設など）に移動する。

\* 避難所の集約は、前もって避難者への説明し、理解と協力を得る必要があります。

### (4) 避難所の閉鎖

- 施設本来の機能回復の時期なども考慮し、避難者全員の退所や受入れ先の見通しがたった場合は、避難所の閉鎖を検討します。
- 避難所運営委員会と三豊市災害対策本部との協議により、閉鎖を決定します。
- 避難所の閉鎖が決定した場合は、施設の整理や清掃を行い、避難所として活用する前の状態に戻し、避難所閉鎖の準備を整えます。

## 参 考

- 事前協議事項の欄には、事前協議で確認した事項を記入し、事前に共有しておきましょう。
- 避難所の備蓄量については、市の備蓄基準量を記載していますが、事前確認した実際の数量を書き込んでおきましょう。
- 避難所のルール（例）は事前に作成したルールがない場合に、運営時の参考にしてください。（円滑な運営を行うために事前に作成しておきましょう。）

避難所運営事前協議事項【 \_\_\_\_\_ 】

1 地域の構成など

全体の代表者	代表者：	TEL：
	補 佐：	TEL：
	補 佐：	TEL：
地域・地域の関係団体など	(代表者：	)
	(TEL：	)
	(代表者：	)
	(TEL：	)
	(代表者：	)
	(TEL：	)
	(代表者：	)
	(TEL：	)
	(代表者：	)
	(TEL：	)

2 地域で活用する避難所など

避難所 ※市立学校など	施設①	(TEL： )
	施設②	(TEL： )
	施設③	(TEL： )
	施設④	(TEL： )
上記以外の施設 ※避難施設として活用される集会所など	(TEL： )	
	(TEL： )	
	(TEL： )	
	(TEL： )	

### 3 避難所に関する概要

施設 ①	
施設管理者	(TEL : )
避難所担当職員	(TEL : )
	※夜間休日発生時の初動 (TEL : )
活用用途	
地域内での避難 予定者など	
鍵の保有者 (連絡先)	
開錠と安全管理 ※施設職員が いる時間	開錠
	安全管理
開錠と安全管理 ※施設職員が いない時間	開錠
	安全管理
運営に関する 特記事項 ※施設利用や他 の施設との連携 のルールなど	

施 設 ②	
施 設 管 理 者	(TEL : )
避難所担当職員	(TEL : )
	※夜間休日発生時の初動 (TEL : )
活 用 用 途	
地域内での避難 予 定 者 など	
鍵 の 保 有 者 ( 連 絡 先 )	
開錠と安全管理 ※施設職員がい る時間	開 錠
	安全管理
開錠と安全管理 ※施設職員がい ない時間	開 錠
	安全管理
運 営 に 関 す る 特 記 事 項 ※施設利用や他 の施設との連携 のルールなど	

施 設 ③	
施 設 管 理 者	(TEL : )
避難所担当職員	(TEL : )
	※夜間休日発生時の初動 (TEL : )
活 用 用 途	
地域内での避難 予 定 者 など	
鍵 の 保 有 者 ( 連 絡 先 )	
開錠と安全管理 ※施設職員がい る時間	開 錠
	安全管理
開錠と安全管理 ※施設職員がい ない時間	開 錠
	安全管理
運 営 に 関 す る 特 記 事 項 ※施設利用や他 の施設との連携 のルールなど	

施 設 ④	
施 設 管 理 者	(TEL : )
避難所担当職員	(TEL : )
	※夜間休日発生時の初動 (TEL : )
活 用 用 途	
地域内での避難 予 定 者 など	
鍵 の 保 有 者 ( 連 絡 先 )	
開錠と安全管理 ※施設職員がい る時間	開 錠
	安全管理
開錠と安全管理 ※施設職員がい ない時間	開 錠
	安全管理
運 営 に 関 す る 特 記 事 項 ※施設利用や他 の施設との連携 のルールなど	

#### 4 避難所運営の初動の役割

地域団体		※ 主に避難所運営全般を担当
避難所担当職員		※ 主に三豊市災害対策本部との調整とニーズや要請の連絡
施設管理者		※ 主に避難所施設に関する支援
地域に関する各種団体	防災士会	※ 主に地域住民に関する支援
	民生委員	
	児童委員	
	その他	



5 避難施設として集会所などを活用する地域との連携

※ 避難施設を活用する人の自主運営が原則

6 その他の留意事項

×毛欄

避難所などの備蓄物資

○ 避難所などの備蓄物資

年 月 日現在

品 目	基 準 量	確認数量(記入)	備 考
パン(缶詰・ロングライフ)	食	食	
アルファ化米	食	食	
ミルク(粉・液体)	本	本	
保存飲料水(500ml)	本	本	
トイレ(簡易)	基	基	
トイレ(仮設)	基	基	
毛 布	枚	枚	
生理用品	バック	バック	
紙オムツ(大人用)	枚	枚	
紙オムツ(子供用)	枚	枚	

- \* 目安量は、市の各避難などに備蓄している基準量を記入してください。
- \* 定期的に確認しましょう。
- \* 事前に確認した場合は、確認数量の欄に記入しておきましょう。

○ 防災センター・集会所の備蓄物資

年 月 日現在

品 目	基 準 量	確認数量(記入)	備 考
パン(缶詰・ロングライフ)	食	食	
アルファ化米	食	食	
粉ミルク(粉・液体)	本	本	
保存飲料水(500ml)	本	本	
トイレ(簡易)	基	基	
トイレ(仮設)	基	基	
毛 布	枚	枚	
生理用品	バック	バック	
紙オムツ(大人用)	枚	枚	
紙オムツ(子供用)	枚	枚	

○ 自主防災組織の備蓄物資

\* 防災資機材倉庫の備蓄です。

年 月 日現在

品 目	基 準 量	確認数量(記入)	備 考
パン(缶詰・ロングライフ)	食	食	
アルファ化米	食	食	
粉ミルク(粉・液体)	本	本	
保存飲料水(500ml)	本	本	
トイレ(簡易)	基	基	
トイレ(仮設)	基	基	
毛 布	枚	枚	
生理用品	バック	バック	
紙オムツ(大人用)	枚	枚	
紙オムツ(子供用)	枚	枚	

## 避難所のルール（例）

### ① 避難所全体のルール（例）

この避難所の共通のルールは次の通りですが、必要に応じて避難所運営委員会で見直しをします。

避難する人は、必ず守るように心がけてください。このルールに従えない場合は、退所してもらいます。

避難所運営委員会

項 目	共通ルールなど
運営の基本的な考え	<ul style="list-style-type: none"> <li>* この避難所は、この地域の防災拠点として開設します。</li> <li>* 避難所は、避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営します。</li> <li>* 避難所の開設期間は、水道・電気などのライフラインが復旧する（または仮設住宅への入居が始まる）頃までを目途とします。</li> </ul>
避難者の受付など	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 避難所に入所するときは、世帯（家族）単位で登録を行ってください。</li> <li>* 車中避難を希望される人は、車番の登録を行ってください。</li> <li>* ペット同行避難者は、頭数、種類、登録番号やワクチン接種記録の登録を行ってください。</li> <li>* 避難所を退所するときは、転居する日時や転居先をあらかじめ連絡してください。</li> </ul>
施設の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。</li> <li>* 職員室・保健室など、施設管理や避難者全員のために必要となる部屋には、避難できません。被害があって危険な部屋も同様に避難できません。</li> <li>* 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」などの張り紙の内容には必ず従ってください。</li> <li>* 車中避難場所での夜間のアイドリング運転は努めて控えてください。</li> <li>* ペットは、ペットスペースで飼育していただきます。</li> </ul>
食料・物資の配給	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 食料・物資などは、原則として全員に公平に提供できるようになってから、居住組ごと配布します。</li> <li>* 不足する場合は、子供、妊産婦、高齢者、障害者の人々などに優先して配布します。</li> <li>* 食料・物資は、日々、定めた時間に居住組ごとに配布します。</li> <li>* 在宅避難者は、原則として避難所に受取りにきてもらいます。</li> <li>* 粉ミルク・紙おむつなどの要望は、個別に対応しますので、担当者に申し出てください。</li> </ul>
喫煙など	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 喫煙は、所定の場所以外では禁止します。</li> <li>* 飲酒は、禁止します。</li> </ul>

② 共同生活上のルール（例）

項 目	共同生活ルールなど			
	時 間	内 容	備 考	
日々の予定	06:30	起 床	放送 ・ 電 話 ・ 火 気 使 用 可 能 時 間	
	06:40	点 呼		
	06:45	清 掃		
	07:00	朝 食		
	08:00	運営会議		
	09:00	洗濯 A		* 食事は、居住組単位で配布 (各食事時間の30分前)
	10:00	洗濯 B		
	12:00	昼 食		* 洗濯は、居住組で4組に分けて実施
	13:00	洗濯 C		
	15:00	洗濯 D		* 消灯時、非常灯のみ点灯
	17:00	清 掃		
	18:00	夕 食		
	20:00	運営会議		
	21:50	点 呼		
22:00	消 灯			
清 掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 日々の予定に定める時間に一齐に清掃を行ってください。</li> <li>* 世帯ごとの割当スペースは、世帯ごとに責任をもって行います。</li> <li>* 通路など、居住組単位で共有する部分は、相互に協力して行います。</li> <li>* 避難所全体で使用する共用部分は、保健衛生班の指示に従って、避難者全員で協力して行います。</li> <li>* トイレについては、使用ルールを厳守し、環境美化に協力してください。</li> </ul>			
洗 濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 日々の予定に定める2時間/1居住組×4回の割当に従い洗濯を行ってください。</li> <li>* 世帯単位で行ってください。</li> <li>* 洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識に基づいて使用し、長時間の占有を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。</li> </ul>			
ゴミ処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ゴミは、分別を行い指定するゴミ集積所に搬入してください。</li> <li>* 世帯ごとに発生したごみは、それぞれの世帯が共有のゴミ捨て場に搬入します。</li> <li>* 共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人達が責任をもって捨てます。</li> </ul>			
プライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 居住スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったり覗いたりしないようにします。</li> <li>* 居室内での個人のテレビ・ラジオは、周囲の迷惑にならないよう、イヤホンを使用してください。</li> <li>* 携帯電話は、居住スペースではマナーモードにし、消灯から起床時間までの間は、使用を禁止します。</li> </ul>			

項 目	共同生活ルールなど
トイレの使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 共通事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけてください。</li> <li>• 水汲みやトイレの掃除は、避難者全員で当番制で行います。居住組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。水がなくなりそうな場合は、当番に関わらず、気づいた人達で協力して水汲みを行います。</li> </ul> </li> <li>* 施設のトイレを使用する場合（水を確保して使用している場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>• トイレットペーパーを使用した場合は、便器に流さず、備え付けのごみ箱に捨てて、必ずふたを閉めます。</li> <li>• トイレの使用後、ポリバケツに汲み置きしてある水（流し用）を使用し、流します。</li> <li>• 手洗いは、手洗い場に備え付けてある水（手洗い用）を使用します。</li> </ul> </li> <li>* 簡易組立式仮設トイレを使用する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 使用する際は、中に人がいないか一声かけて確認します。</li> <li>• トイレを使用する際は、入り口の札を「使用中」にしてから入ります。</li> <li>• 介添えが必要な人は、洋式のトイレを使用してください。</li> <li>• 使用後は、便器のそばにあるレバーをまわし、排泄物をならします。</li> <li>• 排泄物が溜まってきたら、気づいた人が保険衛生班に連絡してください。</li> </ul> </li> </ul>
火気の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 避難所で火気を使用できるスペースは、〇〇室と屋外の〇〇とし、居住スペースでの使用はストーブを除き禁止します。</li> <li>* 居住スペースで使用するストーブは、居住組が責任を持って管理してください。</li> <li>* 消灯から起床までの間は、ストーブを含め火気を使用を禁止します。使用する必要がある場合は、総務班に申し出てください。</li> <li>* 喫煙は、喫煙スペースの〇〇以外では禁止します。</li> <li>* 吸殻入れの処置は、喫煙者が協力して実施します。</li> </ul>
夜間の警備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 消灯以降、非常灯のみ点灯し、〇〇を除き施錠します。</li> <li>* 緊急時は、非常口の全てを開放しますので、指示に従って行動してください。</li> <li>* 夜間は避難受付に当直者を配置し、防火防犯のために避難所内の巡回を行います。</li> <li>* 当直は交代制で行いますのでご協力ください。</li> </ul>

項 目	共同生活ルールなど
ペットの飼育	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ペットは、ペットスペースで必ずゲージに入れるか、リードでつなぎ止めて飼育してもらいます。</li> <li>* 飼育場所や施設は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。</li> <li>* ペットの排便は、飼い主の管理のもと、ペットスペースの指定した場所で排便させ、後片付けを行ってください。</li> <li>* 給餌は、その都度きれいに片づけてください。</li> <li>* ノミ・ダニなどの投薬を確実に行ってください。</li> <li>* 他の被災者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに総務班まで届け出てください。</li> </ul>

三豊市避難所管理運営標準マニュアル（活動編）

---

発行年月	令和5年4月
編集・発行	三豊市総務部危機管理課
問い合わせ先	〒767-8585
	香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
	電 話: 0875-73-3119

---